

グアム補習授業校 校則 (2020年10月8日改正)

第一章 総 則

- 第 1 条 この規則は、グアム補習授業校（以下、補習校という）について必要な事項を定めたものである。
- 第 2 条 補習校は、グアム日本人会より委嘱されたグアム学校理事会（以下、理事会という）により運営される。
- 第 3 条 補習校は、日本国文部科学省の義務教育に準拠した国語教育を施すことを主たる目的とする。
- 第 4 条 補習校の修業年限は、小学部6年、中学部3年とし、児童生徒の定員は別に定める。
- 第 5 条 校長の任免は、理事会が候補者を推薦し、日本人会理事会の承認を得る。教職員の任命は理事会が決定する。
- 第 6 条 教職員の職務、待遇については別に定める服務規程による。

第二章 入学資格

- 第 7 条 原則として在グアム日本人子女を対象とし、補習校の授業を受けるにあたり支障のない程度に日本語を解するものとする。
- 第 8 条 小学部1年の入学年齢は、日本の義務教育に準じ4月2日現在満6歳以上の子女とする。

第三章 入学、編入学、休学、退学

- 第 9 条 入学および編入学を希望するものは、以下を承諾し、校長が面接の上認定する。
- (1) 入学、編入学を希望するものは、グアムでの長期滞在許可の保有が条件であり、その条件を満たす書類（ビザ、パスポート、その他）のコピー提出を義務付ける。
 - (2) グアムの法令に基づき、入学時・編入学時・進級時、及び接種の都度、予防接種記録カードのコピー提出を義務付ける。接種完了期間は編入学後3ヶ月以内とする。
 - (3) 児童生徒が、休学、退学する場合、保護者は事前に校長まで届け出る。
 - (4) 授業を欠席、遅刻、早退する時は、保護者が担任まで届け出る。
 - (5) 児童生徒の住所に変更があった場合、保護者は速やかに校長に届け出る。
 - (6) 校則および教育課程に賛同する。
 - (7) PTA活動に協力する。
 - (8) 学校運営においては、保護者と学校との信頼関係の構築及び維持が不可欠の為、校長が当該信頼関係の構築、維持する見込みがないと判断した場合は、理事会と相談の上、当該保護者の児童生徒の入学は許可されない。
- 第 10 条 学校は、暴力行為やいじめ及び授業妨害を含む学校運営を阻害する行為に対し、速やかに事実関係の調査を行い、学校の秩序を維持し他の園児・児童・生徒の教

育を受ける権利を保障するために対処する。

1. 校長は、本校に在籍する園児・児童・生徒に対して、教師の指導があつたにもかかわらず暴力行為やいじめ及び授業妨害に類する行為を繰り返した園児・児童・生徒に対して、その内容や程度に応じて別途定める懲戒処分を行うことができる。
2. 第14条9記載の学校と保護者との信頼関係が構築・維持が困難であり、なおかつ、学校運営に重大な支障があると校長が判断した場合、理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒は退学処分とされることがある。また、保護者がその言動において、教諭等に対し穏当では無い態度を示した場合の対処方法についても、別途定める。
3. 学校、園児・児童・生徒、およびその保護者は、学校運営や教育活動に著しく支障を来す問題を認めた場合には、理事会に報告し適切な対処を求めることができる。

第四章 学級編成

- 第11条 (1) 学級編成は、学齢、学力に応じて校長が決定する。
(2) 学級編成に伴う学級数等については、校長が立案し理事会の承認を得る。

第五章 授業時間、学年、学期及び休業日

- 第12条 (1) 国語は週4時間とし、希望者には算数・数学・社会(歴史的分野)をそれぞれ週2時間行う。
(2) 授業時間は平日16時10分から17時50分、土曜日は8時45分～12時15分、13時45分～17時15分とする。

- 第13条 (1) 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(2) 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日～7月31日

第2学期 8月1日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

第14条 休業日は次の通りとする

- (1) 日曜日、
- (2) 1学期末休業
- (3) 2学期末休業
- (4) 学年末、学年始め休業
- (5) アメリカ合衆国の定める祝祭日
- (6) 台風、トロピカルストームを問わずコンディション2となった時、原則としてグアム政府の通達に従うが、危険を伴うと思われる時は学校独自の判断で休学通達をP.T.A.連絡網でながす。

第15条 前条の定めにとらわらず必要があるときは、理事会の承認を得て、休日に授業を行ったり、臨時に休業する事ができる。但し、緊急のときは校長が決定し、事後に理事会の承認を得る。

第六章 証明

第16条 校長は入学・在学・終了等の証明を行う。

第七章 諸経費

第17条 1. 入学を希望する児童生徒の保護者は、理事会の定める所により、入学金及び授業料その他の費用を納入しなければならない。

2. 児童生徒の入学後、前項に定める入学金及び授業料その他の費用の納付が保護者より行われず、または一部または全部の滞納がある場合は、当該生徒児童の退学処分を理事会と協議の上、校長が判断することがある。

第八章 安全に対する責任

第18条 児童生徒の服装は、授業を受けるのにふさわしいものを着用する。また学習に必要でないものは本校に持参しない。

第19条 通学の送迎は、保護者の責任において行う。

補習校の定める登下校の時間外の校内事故については保護者の責任とする。学校管理下の事故等に備えて、学校傷害保険に全員加入するものとし、費用は保護者負担とする。

第九章 表彰

第20条 校長は、皆勤・努力・善行が認められる児童生徒を表彰できる。

第十章 その他

第21条 この校則は、理事会の議決をもって改正できる。

第22条 この校則に定められていない事項については、必要に応じて理事会で審議し、決定する。

第23条 この校則は1989年4月1日から施行する。

1990年	8月 1日	改正
1992年	11月10日	改正
2000年	12月13日	改正
2002年	12月20日	改正
2005年	1月11日	改正
2009年	2月13日	改正
2010年	3月 4日	改正
2020年	10月 8日	改正

グアム補習授業校 校則付則

第 4 条関連 学級の定員

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 小学部（1～3年、5年） | 1学級24名 |
| 2 | 小学部（4年） | 1学級25名 |
| 3 | 小学部（6年） | 1学級20名 |
| 5 | 中学部 | 1学級12名 |
- 但し、特別の事情がある場合変更されることがある。

第 7 条関連 入学資格

入学希望者のクラス分けの基準は下記の通りとし、審査の結果日本語会話クラスもしくは学年を落としての入学もありうる。

小学1年生 平仮名五十音の読み書き、自分の名前が書ける。

2年生 平仮名五十音の読み書き、I年（下）の教科書音読。
I年生の漢字80字の読み書き。

3年生 2年生までに習った漢字の読み書き、2年（下）の教科書音読。

4年生 3年生までに習った漢字の読み書き、3年（下）の教科書音読。

5年生 4年生までに習った漢字の読み書き、4年（下）の教科書音読。

6年生 5年生までに習った漢字の読み書き、5年（下）の教科書音読。

中学1年生 小学6年生までに習った漢字の読み書き、小学校6年（下）の教科書音読。

2年生 中学1年生までに習った漢字の読み書き、中学校1年の教科書音読。

3年生 中学2年生までに習った漢字の読み書き、中学校2年の教科書音読。

第 8 条関連 入学資格

5歳児に付いては小学校入学前の段階としてプリスクールを設定する。

第 9 条関連 休学・退学

日本人学校への体験入学の場合、休学届を提出することにより補習校の授業料は免除される。但し、日本人学校への体験入学以外の理由による休学の場合は、授業料は免除されない。

特別の事情により暦月で三月以上学校に来られない場合は、退学届けを提出することが出来る。ただしそれ以内であれば休学扱いとし、授業料は納入する。

第10条関連 1項の懲戒処分の具体的対処

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 1回目 | 文書による訓告処分 |
| 2 | 2回目 | 1週間から2週間の停学処分 |
| 3 | 3回目 | 2週間から3週間の停学処分 |
| 4 | 4回目 | 学校理事会において処分を決定する |
- ※ 1から4は必ずしも段階を経ないで実施される場合がある
※ これらの処分を行う場合には、当該園児・児童・生徒への配慮を十分に行う。

第10条関連 2項の当該保護者への具体的対処

教職員が当該保護者に対し信頼関係を構築しようと努力しているにもかかわらず、その言動において教諭等に対し穏当では無い態度を示し続けた場合には、校長は次のように対処する。

- 1 速やかに事実関係の調査を行い、当該保護者の言動が不適切と判断した場合には、当該保護者への改善申入（不適切な言動が続けば、当該保護者の園児・児童・生徒は退学処分となる旨を通知）を行う。
- 2 改善申入にもかかわらず当該保護者に改善が見られない場合には、校長は理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒を退学処分とすることができる。

第11条関連 学級編成

学齢を問わず日本語会話を解さない6歳から15歳の児童生徒については、日本語会話クラスへの編入となる。

第13条関連 授業日

- | | | | |
|-----|---------|-------|-----------|
| 1学期 | 11週～13週 | (11週) | |
| 2学期 | 18週～20週 | (20週) | |
| 3学期 | 11週～12週 | (12週) | 年間41週～45週 |

第14条関連 休業日（6）台風、トロピカルストーム等の場合

グアム政府の通達で、次の時刻にコンディション2の時に休校とし、P.T.A.連絡網で家庭に連絡する。

土曜日：午前7：00 平日：午後2：00

第17条関連 入学金・登録料・授業料等 の諸経費

1 入学金

入学または編入時に園児・児童・生徒1名につきUSドル150を納入する。納入された入学金は返金しない。日本人学校に在籍していて補習校にも在籍する場合は、入学金は免除される。

2 登録料 【以下は、表現を文章から表に書きかえたもので、内容に変更はありません】

園児（プリ）1名	児童（小学生）1名	生徒（中学生）1名
\$45	国語受講 \$73 算数受講	国語受講 \$62 数学受講
日本語会話	小1 \$22 追加 小2～小6 \$28 追加	中1～中3 \$19 追加
\$45 事前納付を義務付ける	算数のみ受講 \$66	数学のみ受講 \$53

納付期限

入学・編入生	在校生
申し込み手続き時	2月に行なう在籍調査をうけて、3月15日まで

納入された登録料は理由のいかんにかかわらず返金しない。登録料未納の場合は入学、進級の取り消しもありうる。この登録料の中には傷害保険料、学年教材費、学力テスト、学校行事関係費用を含む。

3 施設維持費

園児（プリ）1名	児童（小学生）1名	生徒（中学生）1名	日本語会話 1名
\$125	\$125	\$125	\$125

納付期限			
一括	学期払い（3回）	一括払いをして、年度途中で転出の場合	免除規定
4月もしくは編入時	各々1名につき各学期の初めの月もしくは編入時に\$43を納入する。	学期払いの金額を納入し、差額を返金する。	日本人学校に在籍していて補習校にも在籍する場合は、施設維持費は免除される。

4 授業料

4月に1ヶ年（11ヶ月）納入を原則とする。ただし分納を希望するものは下記の通りとする。7月分の授業料は徴収しない。1人につき支払方法の併用は不可とする。年間払いした者のみ、年度途中で転出の場合は6ヶ月以内であれば月額を納め、差額を返金する。6ヶ月を過ぎている場合の返金は無しとする。

	年間払い	学期払い			月払11回
		4月	8月	1月	
小/中学部 授業料（国語のみ受講）					
1子	1,141	321	535	321	109
2子～	1,118	305	508	305	102
小/中学部 授業料（国と算受講）					
1子	1,706	475	792	475	161
2子～	1,683	459	765	459	153
小/中学部 授業料（算・数のみ受講）					
1子、2子	770	210	350	210	70
プリスクール					
1子	1,175	331	551	331	112
2子～	1,153	315	524	315	105

5 PTA会費

2019年度より一時的に廃止

年度内で日本人学校から補習校へ継続して編入する場合は登録料・施設維持費・入学金は免除する。但し1回の移動のみ適用される。登録料・施設維持費・授業料の支払いは毎月15日を期限とし、それ以後の支払いに対しては延滞金1人につきUSドル30とし、延滞金そのものは現金での支払いとする。2ヶ月以上滞納した場合は在学証明書、成績証明書の発行を停止しクラス出席を不可とし退学扱いとする。支払い小切手が不渡りの場合は、1枚につきUSドル50（銀行、学校手数料）のペナルティを課すこととし不渡り小切手の額面とペナルティを併せ、原則現金での支払いとする。

第22条 関連 理事会での審議決定事項

1 関係施設器物破損等の弁償にかかる内規

（器物破損等の弁償について）

故意による器物破損は、全額弁償とし、不注意による器物破損は二分の一の弁償とする。ただし届け出をしなかった場合で、後日その事案が判明した場合は全額弁償とする。

不可抗力による器物破損は、弁償を要しない。（全額学校負担とする。）

（器物破損後の処理について）

器物破損をした者は、学校関係施設等破損届け（別紙様式）により、校長に届ける。校長は、自己負担の有無を判断し、自己負担がある場合は請求書を発行し、弁償金受け取り後は領収書を発行する。

2 学校より再発行する書類の手数料の徴収

- ・授業料の領収書（1年分）\$10 /（単月） \$3
- ・在籍・成績証明書（在籍者～除籍後3年未満）コピー費用として\$1
- ・在籍・成績証明書（除籍後3年以上経過） \$5

この付則の改廃は理事会の議決による。

この付則は1989年 4月 1日より施行する。

1990年 8月 1日 改正	1992年11月10日 改正
1993年 4月 1日 改正	2000年12月13日 改正
2004年 7月20日 改正	2005年 1月11日 改正
2005年 2月23日 改正	2006年 1月10日 改正
2008年 1月15日 改正	2008年 8月28日 改正
2008年 9月11日 改正	2009年 2月13日 改正
2009年 7月 9日 改正	2009年12月10日 改正
2010年 9月 9日 改正	2012年 1月12日 改正
2013年 3月14日 改正	2014年 2月13日 改正
2015年 2月12日 改正	2016年 1月14日 改正
2016年 2月17日 改正	2018年 2月 8日 改正
2018年12月13日 改正	2019年 2月14日 改正
2019年12月12日 改正	2020年 2月13日 改正
2020年10月 8日 改正	

誓約書

令和 年 月 日

グアム補習授業校 校長 様

児童生徒氏名 _____

児童生徒氏名 _____

児童生徒氏名 _____

児童生徒氏名 _____

上記児童生徒の保護者 _____ は、グアム補習授業校の校則を
読んで理解いたしました。

そして、保護者としてその児童生徒と共にグアム補習授業校の校則を順守することを誓約
します。

*保護者 住所 _____
(Address)

氏名 _____
(Print name)

署名 _____
(signature)